

主題「情報モラル教育の充実」

副題～ネットワーク上のトラブルにまきこまれないために～

さいたま市立植竹中学校

1、情報モラル教育のねらい

コンピュータや携帯電話のネットワークを活用することにより、ネットワークによる情報の速さ・広域性、知識の共有、情報の双方向性などのメリットを有効に利用できる半面、権利の侵害、情報の流出・喪失などの問題点もある。そこで中学生としてより健全なネットワークの活用法を修得することをねらいとした。

2、指導計画

(1) 実態の把握

アンケートによりPCや携帯電話によるネットワーク使用実態、トラブルの経験等を調査する。

(2) 人権・プライバシーの保護

ブログ、プロフ、掲示板への発信時、自分のプライバシーを晒してしまう危険性についてだけではなく、他人への誹謗・中傷、肖像権・商標権の侵害をしないように注意する。

(3) 著作権・著作隣接権の保護

自分が情報発信する場合、他者の著作物の使用に関して著作権・著作隣接権の侵害のないように注意する。

3、授業実践例

3年生技術・家庭科、道徳・学級指導、総合的な学習の時間プレゼンテーション作成の時間等において指導計画に基づき指導をした。

(1) 実態の把握

アンケート調査を実施しその結果を集約し実態を確認した。

(2) 人権・プライバシーの保護

特に総合のプレゼンテーション作成時、写真の使用に注意を払うよう指導した。

(3) 著作権・著作隣接権の保護

特にプレゼンテーションに資料の引用を行うとき、出展を明示することを指導した。

4、成果と今後の課題

現状では教職員のネットワークの知識が生徒のそれに追いついていないこともあるので夏季休業中に研修会を行った。今後とも知識・経験の差を縮めるようにしていきたい。